



## 中国会計税務実務

## 2020年第22号

## 今回のテーマ：新型コロナウイルスの感染防止及び経済社会の発展を支援するための優遇税制ガイド

税務総局は、新型コロナウイルスの感染及び経済社会の発展を支援するため、過去に公布された優遇税制を整理しガイドを作成した。今回はそのガイド内容を簡単に説明する。

## 主な内容：

	優遇の対象	主な内容
感染拡大防止・医療への支援	新型コロナウイルスの防止に努める者、医療従事者及び防疫業務の従事者	2020年1月1日から2020年12月31日まで、新型コロナウイルスの防止に努める者、医療従事者及び防疫業務の従事者が政府の規定に基づき受領する一時的な勤務手当や賞については、個人所得税を免除する。政府の規定には、各級の政府が規定する勤務手当や賞と基準を含む。
	新型コロナウイルスの防止のために企業が従業員に支給する医薬品、医療用品及び防護用品（現金は含まない）などを受領する個人	2020年1月1日から2020年12月31日まで、新型コロナウイルスの防止のために企業が従業員に支給する医薬品、医療用品及び防護用品など（現金は含まない）については、現物支給とは見なさず、また個人所得税も免除する。
物資供給への支援	新型コロナウイルスの防止や抑制に関する重点物資の生産企業	2020年1月1日から2020年12月31日まで、新型コロナウイルスの防止や抑制に関する重点物資の生産企業は、主管税務機構へ申請を行うことで、増徴税の未控除税額について19年末より増加した分を全額還付申請することができる。
	新型コロナウイルスの防止や抑制に関する重点物資の生産企業	2020年1月1日から2020年12月31日まで、新型コロナウイルスの防止や抑制に関する重点物資の生産企業が、生産拡大のために新規で購入した関連設備については、一括で当期の原価費用として計上し、損金算入することができる。
	新型コロナウイルスの防止や抑制に関する重点物資の運送サービスを提供する納税者	2020年1月1日から2020年12月31日まで、新型コロナウイルスの防止や抑制に関する重点物資を運送し取得した収入に対しては、増徴税を免除する。
	公共交通運輸サービス、生活サービス及び国民の生活必需品に関し宅配サービスを提供する納税者	2020年1月1日から2020年12月31日まで、公共交通運輸サービス、生活サービス及び国民の生活必需品に関し宅配サービスを提供し取得した収入に対しては、増徴税を免除する。
	衛生健康主管部門が手配・輸入した新型コロナウイルスの防止や抑制に直接使用可能な物資	2020年1月1日から2020年12月31日まで、衛生健康主管部門が手配・輸入した新型コロナウイルスの防止や抑制に直接使用可能な物資に対しては、関税を免除する。
対外貿易の安定及び内需の拡大	輸出企業	2020年3月20日より、磁器製衛生器具など1084項目の製品について輸出税還付率を13%に引き上げるほか、植物成長調整剤など380項目の製品について輸出税還付率を9%に引き上げる。
	中古車販売経営者	2020年5月1日から2023年12月31日まで、中古車販売経営者に対しては、簡易徴収税率3%に基づき、2%の低減税率で増徴税を徴収していたものを0.5%の徴収税率で徴収することに変更する。 税抜売上上の計算式は次の通りである。 税抜売上 = 税込販売額 ÷ (1 + 0.5%)
	新エネルギー車を購入する企業または個人	2018年1月1日から2022年12月31日まで、『自動車取得税の免除対象である新エネルギー車リスト』に記載の新エネルギー車に対しては、自動車取得税を免除する。「リスト」の詳細は工業情報化部及び税務総局の公告を参照のこと。2017年12月31日まで、既に「リスト」の対象である新エネルギー車に対しては、引き続き自動車取得税を免除する。
公益性の高い寄付の奨励	公益団体あるいは県以上の人民政府及びその他部門等の国家機関を通じて新型コロナウイルスの防止・抑制のために寄付する企業または個人	2020年1月1日から2020年12月31日まで、企業または個人が、公益団体あるいは県以上の人民政府及びその他部門等の国家機関を通じ新型コロナウイルスの拡大防止のために現金・物品の寄付については、企業所得税または個人所得税の課税所得から全額控除することが出来る。
	新型コロナウイルスの拡大防止や治療を行う病院に対し、新型コロナウイルス拡大防止のために物品を寄付する企業または個人	2020年1月1日から2020年12月31日まで、企業または個人が、新型コロナウイルスの拡大防止や治療を行う病院に対し、新型コロナウイルス拡大防止のために直接寄付した物品については、企業所得税または個人所得税の課税所得から全額控除することができる。
	新型コロナウイルスの拡大防止のために物品を無償で寄付する企業または個人事業者	2020年1月1日から2020年12月31日まで、企業と個人事業者が自製、委託加工あるいは購入した物品を公益性団体または県以上の人民政府及びその他部門等の国家機関を通じて、直接に新型コロナウイルスの拡大防止・治療を行う病院に無償で寄付する場合、増徴税、消費税、都市維持建設税、教育費付加、地方教育費付加を免除する。
	新型コロナウイルスの拡大防止のために寄付する輸入物資	2020年1月1日から2020年3月31日まで、「慈善寄付物資の輸入税免除暫定弁法」に規定された免税輸入範囲を拡大し、新型コロナウイルスの拡大防止のために寄付される輸入物資に関しては、輸入関税、輸入増徴税と消費税を免除する。

	優遇の対象	主な内容
事業再開への支持	新型コロナウイルスにより生産経営に深刻な影響が生じた企業	新型コロナウイルスにより生産経営に深刻な影響が生じた企業の、2020年度に発生する損失の繰越期間については通常の5年から8年に延長する。深刻な影響が生じた企業の2020年度の主要業務売上は総収益（非課税収入や投資収益は含まない）の50%以上を占める必要がある。電子税務総局を通じ、「繰越欠損金の期限延長の適用に関する声明書」を提出する必要がある。
	増値税小規模納税者	2020年3月1日から2020年12月31日まで、湖北省における増値税小規模納税者に関しては、本来3%の徴収税率が適用される販売収入について、増値税を免除する。また予定納税についても一時的に停止する。 2020年3月1日から2020年12月31日まで、湖北省以外の地域における増値税小規模納税者に関しては、本来3%の徴収税率が適用される販売収入について、1%徴収税率をもって増値税を徴収する。また予定納税についても1%徴収税率をもって増値税を徴収する。
	小型薄利企業、個人事業者及び農家向けに普惠（普遍的な恩恵）融資サービスを提供する納税者	2019年12月31日に到来する優遇税制の期限を2023年12月31日まで延長する。
	機関事業単位以外の基本養老保険、失業保険、公傷保険（以下三項社会保険）に加入する企業（機関事業単位以外の厚生年金とその他保険に加入する企業）	2020年2月1日から2020年12月31日まで、中小零細企業が負担する三項社会保険料については免除する。また2020年2月1日から2020年6月30日まで、湖北省以外の地域の大規模企業（ただし機関事業単位は含まない）などが負担する三項社会保険料の半額について減免する。この他、2020年2月1日から2020年6月30日まで、湖北省の大規模企業（ただし機関事業単位は含まない）などが負担する三項社会保険料について免除する。 新型コロナウイルスにより生産経営に深刻な影響が生じた企業については、社会保険料の納付を2020年12月末までに延長する。また納付延長に係る滞納金についても免除する。
	企業の方法で養老保険、失業保険、公傷保険（厚生年金とその他保険）に加入する従業員を雇う個人事業者	2020年2月1日から2020年12月31日まで、企業の方法で保険（厚生年金とその他保険）に加入する従業員を雇う個人事業者に対して、企業負担の保険料を免除する。
	基本医療保険に加入する企業	2020年2月より、各省は基金の運用と実際の需要に基づき、基金収支の中長期的なバランスを確保することを前提として、企業が負担する職工基本医療保険料について、その半額を免除する。ただし免除期間は5カ月を超えない。
	各類保険加入企業及びその従業員、企業の方法で保険に加入した個人事業者とその従業員、民間非企業・団体など各類社会組織及びその従業員など、個人名義で保険に加入する（国民年金）個人事業者及びフリーター	各省の2020年度社会保険個人納付基数の下限は引き続き2019年度個人納付基数の下限のままにすることができる。個人納付基数の上限は規定に基づき通常通り調整する。
	個人で企業職員基本養老保険（国民年金）に加入する個人事業者及びフリーター	個人で企業職員基本養老保険（国民年金）に加入する個人事業者及びフリーターは、2020年の基本養老保険料を納付することが困難である場合、納付について延長することができ、2021年に併せて納付することが出来る。この場合、2020年納付できなかった保険料は、2021年末までに納付することができ、納付基数は2021年の各地の個人納付基数の上下限以内で自主的に選択することが出来る。
	サービス業に従事する小型薄利企業や個人事業者に対して不動産賃貸料を減免した貸手	サービス業に従事する小型薄利企業や個人事業者に対して不動産賃貸料を減免した貸手に対しては、規定により当期の不動産税、城鎮土地使用税を減免する。
	小型薄利企業または個人事業者	2020年5月1日から2020年12月31日まで、小型薄利企業（あるいは個人事業者）は2020年の残りの申告期に規定に基づき予定納税（あるいは個人事業経営所得の納税申告）を行った後、暫定的に当期の企業所得税（または個人所得税）の納付をすることなく、2021年の最初の申告期間に一括で納付することができる。このうち、個人事業者が簡易申告を行う場合、2020年5月1日から2020年12月31日まで個人所得税の納付を保留するとともに、2021年の最初の申告期間に一括で納付することができる。
	物流会社の大口商品のための倉庫用地に係る城鎮土地使用税の納税者	2020年1月1日から2022年12月31日まで、物流企業が所有する（自己所有目的と貸付目的の両方を含む）あるいは大口商品のために賃借する倉庫用地に対しては、土地等級に応じ適格税額基準の50%で城鎮土地使用税を徴収する。
	映画興行サービスを提供する納税者	2020年1月1日から2020年12月31日まで、映画興行サービスを提供して取得した収入に対しては増値税を免除する。
	映画配給企業	2020年度に発生する損失の繰越期間については、通常の5年から8年に延長する。
文化事業建設費納付者	2020年1月1日から2020年12月31日まで、文化事業建設費を免除する。	

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: [Japan@cn.gt.com](mailto:Japan@cn.gt.com)